

## 第1回 芦屋市社会福祉審議会（要旨）

日 時	平成23年11月28日(月) 15:30 ~ 17:30
会 場	市役所 北館2階 会議室3
出 席 者	会長 中田 智恵海 副会長 小笠原 慶彰 委員 多田 梢, 畑中 俊彦, 加納 多恵子, 森 幸子 事務局 磯森 健二 地域福祉課 寺本 慎児, 細井 洋海 竹迫 留利子, 吉川 里香, 小川 和真 障害福祉課 余吾 康幸, 川原 智夏, 西川 隆士
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	0人

### 1 開 会（事務局）

#### 【審議会の成立について】

- ・10人中6人の委員の出席により成立。

#### 【審議会の傍聴について】

- ・本日の審議会も特に問題がなければ公開とし、傍聴については事務局で対応させていただきます。

#### 【委員紹介】

#### 【事務局紹介】

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 第2次芦屋市地域福祉計画中間まとめ（案）について

##### 【資料確認】

##### 【中間まとめ（案）を説明】

中田会長：説明ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。

森委員：策定委員会の際に、「助け上手・助けられ上手」についてのご意見をはじめていただいたときには違和感を感じましたが、改めて見てみますとすごく良いと感じました。

小笠原副会長：パブリックコメントをとって終わりということですか。

事務局（寺本）：A3にまとめているのは、体系を分かりやすくするためにこういう形にしたのですが、実際には中身をサンプルで示しているような様式におとしていきます。パブリックコメントではA3の資料は出さないで、本編の地域福祉計画と同じように、第4章を作っていきたいと思っております。

小笠原副会長：ここに意見をもらうわけですね。

**事務局（寺本）**：ここは意見をもらうのではなくて、地域福祉計画であえて空白にしておいて、色々な計画の推進の中で市民の皆様や事業者の皆様に自分で書き込んで頂きたいということです。こんな取組ができるかなということを書いて頂いて、そこから議論が広がっていけば良いなという思いがありまして、あえて空白を計画の中に入れ込みました。意見は、別に頂戴するということになります。この手法はおそらく関西では寝屋川市がされていると思いますが、芦屋もこの手法で一度取り組みたいと思い、このような形にさせて頂いております。

**中田会長**：パブリックコメントではどういった表記で表すのでしょうか。

**事務局（寺本）**：全て載せます。4章についてはA3のスタイルではなく、取組の進め方の次のページから推進目標1に入っていくということでご理解頂けたらと思います。

**事務局（磯森）**：今お配りしているホッチキス留めをしているものでは、かなり太くなりますので、この1枚に内容をあげて冊子にしたもので、市民の方に見て頂いて全体のご意見を頂くということです。

**小笠原副会長**：地域福祉計画そのものが総合計画の中に入っている。だから、最初の実施の部分については計画に載らないといけないわけですし、逆に具体的に何をやるかについては入れていないというわけですね。

**事務局（寺本）**：何をやるかということにつきましては、方向性を右側に全て記載しています。これはあくまで市が市民・団体・事業所等と連携して先導的に取り組む事として挙げております。市民や事業者では何ができるのだろうかという事を書いて頂いて、そこで一緒に行政と協働で進めていきたいと思いますという形にしていきたいと考えております。

**中田会長**：それぞれが考えるのでしょうか。

**事務局（寺本）**：この地域福祉計画をテーブルにのせて、芦屋ではこんなことが起こっている、これは計画の中でこの部分にあたるかな、このことについて議論しましょう、それぞれの主体ができることについて1度考えてみましょう、といったような形で、市は先導的にこの方向で今進めようと考えてます。具体的になった時には、この方向で、市の施策や市の色々な関係部局も一緒になって市民や事業者と1つの物事を進めていきたいという理解です。地域福祉計画は理念計画という部分がございます、それぞれの福祉の計画が、例えば障害福祉計画であったり、高齢者の計画であったり、子どもの計画がそれぞれの分野で具体的なものについて触れております。地域福祉計画はそれを取りまとめて理念として捉えて、市民と協働で地域福祉を推進しようという立場で進めておりますので、具体的にこの施策をします、あの施策をしますという事にはならない部分がございます。

**中田会長**：17ページのテーマ型の活動団体ボランティアグループとは、具体的にはどういう団体でしょうか。

**事務局（寺本）**：ボランティアグループにつきましては、福祉部門のボランティア活動センターが去年の7月から新たにスタートしておりまして、福祉関係の団体が20数団体登録されております。それとは別に、市民活動センターにも団体が登録されておりまして、またNPO団体もこの間たくさん芦屋市の中にもできてまいりました。そういった団体はそれぞれが目的を持っています。ここではテーマ型の活動団体という表現をしております。そういった団体とも一緒にやっていくことが必要だと考えます。ちょうど策定委員会のメンバーにも、

芦屋NPOセンターの役員も入って頂いてまして、この辺の議論も頂戴いたしております。

**中田会長**：例えば障がい者の団体等は含まれないのですか。

**事務局（寺本）**：全部含んでおります。

**中田会長**：だいたいいくつぐらいありますか。

**事務局（寺本）**：芦屋だけを範囲にしている所もあれば、市外にも活動範囲を広げている所もあると聞いております。

**森委員**：芦屋市に登録しているボランティアの人数はだいたい1,500人いらっしゃいます。この中にはテーマ型の団体に所属している方もたくさんいらっしゃいますし、その中には個人で活動している方もいらっしゃいます。会長がおっしゃったように、障がい者を対象とした色々なグループの方も、皆それぞれに活動しています。NPOセンターも、市民活動センターに私たちも参加していますが、そちらのほうではボランティア団体だけではなくて、NPO団体や、NPOにもボランティア団体にも属さない、ただ市民活動として何かを活動したいと集まってこられた方もあります。

**中田会長**：私が特に関心を持ったのは、ボランティアというよりも当事者団体です。

**森委員**：障がい者の家族の会、障がい者の手をつなぐ育成会、そういった団体と例えばふれあい運動会等をされる時に、色々な要請もあり、私たちからお手伝いすることもあり、一緒に楽しんでおります。

**小笠原副会長**：地域福祉アクションプログラム推進協議会についてですが、社会福祉協議会の役割とかなり重なるのではないのでしょうか。

**事務局（寺本）**：この件については策定委員会の中でも協議しておりますが、民間団体の社会福祉協議会も、市民活動センターも、ともに市民を支援する機能を持っておりまして、一緒になって支援するというイメージで、この推進協議会を考えております。もっと広がりをもたせたいと思います。

**小笠原副会長**：これは、こういう名前で共用の場所を使い活動するというのでしょうか。

**事務局（寺本）**：人と人をつなぐ形で支援していくという考え方です。例えば先程ベンチプロジェクトの話を見せて頂いたのですが、芦屋市内には色々な技術をお持ちの方や専門的知識をお持ち方、情報発信のプロ等もいらっしゃいます。そういった方々にもご登録いただき、例えばこういう事をやりたい時には、その力を持っている専門の方を紹介したりする事も考えております。いろいろなものをつないで、また支援をしていくような。これまで市民が何かしようと思った時に、なかなか前に進めない色々な壁を1つ1つ取り払っていく事について支援をしていこうと考えております。

**中田会長**：このページはかなり社会福祉協議会との関係が強く出ておりますが、加納委員はいかがですか。

**加納委員**：この話は持ち帰らないといけません。先程まで社会福祉協議会の理事会がありました。いろいろ行政からお仕事を頂くので、今後のあり方について事務局長と考えていかないといけないです。しかし、社会福祉協議会と行政の関係を今まで以上に深めていきたいという期待も感じております。

しかしながら、どこまでできるか人材や人数にも不安があります。

民間の社会福祉法人という立場で、地域のために頑張りたい気持ちはありますが、お金と人材を頂ければとは思っています。現在は、権利擁護事業を充実させるために頑

張っている段階です。

地域発信型ネットワークの事務局も時間的にも精一杯です。

**事務局（磯森）**：主に市や社会福祉協議会で取り組んだ事業などは、今現在の1次計画部分でいっていますので、この計画自体は2次計画で、ベースには社会福祉協議会と市との協働というのがあるのですが、この表現の部分は現計画ということでご理解頂けたらありがたいかなと思います。加納委員のおっしゃってる部分は十分認識しております。

**加納委員**：行政からの委託事業は3年で終了したりして、そこで財源が切れてしまいます。しかし、それができるのは地域との密接な関係をもつ社会福祉協議会だからであり、理想ですけども、お金だけではなく、地域の力も大きいと私は思います。

**中田会長**：これは今後もそういうことを期待しているという意味ではないですね。

**事務局（磯森）**：1次計画がベースにあるのですが、2次計画ではということで次の計画の内容を書いているので、ご理解を頂けたらと申し添えいたします。

**事務局（寺本）**：評価委員会では、色々な評価軸がありますが、市民が取り組んだところが空白になってしまいます。具体的に動いている方の声あまり反映されていませんでした。それだけに市と社会福祉協議会の事業が目立った形でそこに記載されていきました。今回は市民の方の協働している動きを載せていかないと評価にならないという理解をしています。先程紹介しました、推進評価委員会は7つの推進目標を評価軸と考えております。24年度以降はこのことについて、どんな取組ができていて、どんな取組ができていない、課題は何かという事を協議しながら前に進めていきたいと思っています。これは、行政・市民・社会福祉協議会等での評価になると理解しております。

**加納委員**：12ページの図について、非常にまとまっていて良いと思います。

しかし、実際は行政が取り組むわけではありません。地域のボランティアである民生委員や福祉推進委員が仕掛け人となっており、そこからいろんなボランティアにつながっています。

一度、牧里先生に図の点線が重なった部分は何ですかと質問したところ、これは相談支援でしょうとの答えがありました。

社会福祉協議会にも総合相談窓口もありますし、これは新しい表現ですね。新しい福祉の表れですね。

**事務局（磯森）**：前回の計画も点線で表してましたが、今回は形を変えています。市の計画は実線で表していて、核となる部分は社会福祉協議会の計画とも重なっています。相談支援事業が重なっているのは、具体的な例の一つだと思います。

**加納委員**：牧里先生は中心のことをおっしゃっていたのかもしれないですね。

**事務局（磯森）**：ひとつの大きい例だと思います。

**加納委員**：社会福祉協議会の推進計画はストップしていますが、最終段階までできております。

市の計画とどこまで接点を持つかのまとめを考えていくところです。

**事務局（寺本）**：社会福祉協議会の地域福祉推進計画は、行政の計画から10年ほど先行しています。最初にできたのが地域福祉推進計画なのです。行政の計画は10年ほど遅れています。もともと地域福祉の推進は、社会福祉協議会が地域のことを一番よく知っているのので、社会福祉協議会が担うというイメージからスタートしてきまして、行政も責任ある地域福祉計画を作らないといけないという考え方で、地域福祉計画が社会福祉法の中に位置づけられたという経緯があります。

**小笠原副会長**：昔は社会福祉協議会しかなかったのですが、今日では大分様子が変わっています。先程も地域福祉計画が理念計画とおっしゃったとおりで、最後の実施プランをそれぞれ書いてもらうということになるのかなと思います。そして地域福祉推進計画からは具体的な活動が出てくる。おっしゃられたとおりだと思います。私が最初に言ったのは、市民活動センターやボランティアセンターも推進協議会のアクションプログラムに取り込むということです。

**加納委員**：市民活動センターは市が所管しており、ボランティア連絡会は社会福祉協議会に20団体ほどあります。会長がこちらにいらっしゃいます森さんです。市民活動センターの代表ではないですね。

**小笠原副会長**：そのあたりを整理しないといけないかなと思います。

**森委員**：市民活動センターの理事長は上野さんという方で、指定管理ですね。

**中田会長**：市民活動センターは、そんな大役を担うという認識は無いと思います。

**森委員**：人手不足で、常駐の方がいらっしゃいません。事務局長が週二回いらっしゃいます。

**中田会長**：そのあたりを今後の課題の1つとして、検討して頂きたいと。大それた事を市は期待しているように思います。

**事務局（寺本）**：お任せするのではなくて、我々もそこに参加するという意味なのです。これまで地域福祉計画の策定の経過は、全て行政の職員が地域に出向いて、市民と話をするところから作ってきています。その形が崩れたら、行政の信用がなくなりますので、この計画の推進には必ず市の職員が出て、一緒に協議すると考えて頂けたらと思います。

**中田会長**：この件はここまででよろしいでしょうか。次に障害福祉計画に移りたいと思いますので。

## （2）芦屋市第3期障害福祉計画中間まとめ（案）について

### 【資料確認】

### 【中間まとめ（案）を説明】

**加納委員**：最後のところの芦屋市地域自立支援協議会から意見を聴取するとありますが、これは開かれていますか。

**事務局（余吾）**：年2回開いております。2期計画の評価もそこで頂いたところです。

**加納委員**：兵庫県阪神南障害者就業・生活支援センターは三田谷さんの分ですか。これからの新規事業ですね。

**事務局（余吾）**：新規と言いますが、就業・生活支援センターは今年度からありますが、この就労支援者会議の設置が新規で、事業所からご意見を聞かせて頂いた時も、それぞれが個別ではなく、せっかく市内にある事業所ですから、連携して就労支援に取り組んでいこうという意見を頂戴しました。ハローワークの方についてもそういう場があれば参加しますよという意見を頂いておりますので、どういう取組をしていくのが効果的なのかということについて協議していきたい、その会議が新規と言うことで掲載させて頂いております。

**森委員**：市役所の職場における就労については良いと思いますが、具体的に動き出していますか、それとも検討段階ですか。

**事務局（余吾）**：24年度からですので、来年度から具体的には検討していきたいと思っております。イメージ的には県が先行しているのですが、例えば4ヶ月などの

期間を決めた上で短期雇用をしていくイメージを持っています。実際に市で取り組んでいる部分でしたら、特別支援学校の方の実習生の受け入れということで毎年1～2人受け入れているのですが、長期間にはまだ実施していませんので、それに取組んでまいりたいと考えております。

**森委員**：新年度4月からの雇用ですと、ある程度の骨子が決まっているのかと思いますが、何人ぐらいですか。

**事務局（余吾）**：おそらく4月からすぐと言うのは難しいと思います。例えば雇用する場合でも、賃金が色々設定されています。最低賃金でされている所もあれば、市の職員と合わせてされている所もあります。制度的にクリアしないといけない部分があるので、4月からすぐと言うのは難しいと考えています。

**森委員**：私は今視覚障がい者の団体と密接に活動しております。やはり就労が一番希望を持てる大切な事だと思います。ですから就労支援は、市をあげて取り組んで頂けたらなと思います。

**中田会長**：40ページのアンケート調査結果からみる課題として、地域生活への移行と言うのは何度も言われていたのですが、調査結果を見るとできる限り家族と一緒に暮らしたい、地域生活をしていきたいと出ているのですが、3年後ということであつたのでこういう結果が出たのであって、例えば親なき後になると施設を必要とする方はまだまだいると、そういう施設も作って欲しいという希望があつたと思います。それはどこにも反映されないのですか。

**事務局（余吾）**：施設の建設は、グループホームやケアホームですね。これは他市においても市が建設していません。実際には事業者の方で建設して頂くのが通常の流れだろうということです。それに対して何ができるのかと言いますと、77ページに、生活の場の確保といたしまして、市営住宅の部分で検討しますというのが新規とご紹介したのですが、継続で2つありますように、開設に係る補助を、例えば備品であるとか、建てて頂くのはどうしても補助としましたらわずかな額しか市では出せていないのですが、改修費や備品の整備費の補助が1つございます。それから利用される方につきましては、通常家賃が4万円くらいケアホーム等でしたらかかるのですが、その半額の助成を市と県と、今年度から国も入りまして実施してございます。そういった部分で支援をしていきたいと考えております。それと場所としましては、一戸建てのタイプとかマンションを使われているケアホームもあるのですが、市営住宅はまだこれからなのですが、県営住宅でしたら空きの募集も実際にされています。例えば三田谷さんでしたら、そこを4部屋借りられてケアホームを運営して頂いておりますので、そういう活用も事業所で考えて頂けたらと考えております。

**中田会長**：事業所が相談された場合は、できるよう努力しますということでしょうか。

**事務局（余吾）**：ニーズは、我々も高いと思っておりますので、もしもそういう事業所さんがありましたら、一緒に取り組んでいきたいと思っております。

**中田会長**：分かっておられない方が多くありませんか。もう少し詳しく市が協力するとかできませんか。

**事務局（磯森）**：例えば63ページなのですが、居住系サービス及び計画相談の支援確保の施策でも、課長が申しました内容が具体的に書いてございます。

**森委員**：会長がおっしゃったように、家族を頼っているというか、当たり前なのかもしれないかもしれませんが、パーセンテージが高いですね。そこでこういった家族が少なくなっている時代で、私自身が実際に経験した、99歳のおじいさんが60数歳の娘さん

をお持ちで、親一人子一人で授産施設で昼間就労なさっているのですけれども、いつも手をとって泣かれるのは、自分が死んだらどうなるのかと。そういう時に芦屋市にお任せくださいということは、言いたいけどなかなかできない。今は家族の方がいらっしゃる方がほとんどですが、実際に1人になった時の支援体制は完全に整っていますか。

**事務局(余吾)**：よく策定委員会の中でも当事者団体の方等は、親なき後という話が出てきます。親なき後というのは長いスパンのお話なので、そこまでの長いスパンで整備計画はあるのかというと、実際にはないというのが正直なところです。今回は、3年間の計画ですので3年後という聞き方をしているので、会長がおっしゃったように人数は比較的少なめに出ていると思います。では親なき後というのはどの時点で整備するのかというのが非常に難しくなってきます。現在、国のスパンで言いますと、3年ごとで整備していくというようなことになっています。

**森委員**：3年を待たずしてなくなって、一人になったらどうしようかと思いますよね。ちょうど節目に当たった時は、次の計画が担当者も変わり、それこそ隣の府もトップが替わったりして、大きく政策が変わる事もあるじゃないですか。そういった時にも本当の社会に助けを求めている人たちを、本当に助けられるような体制を作っていくお手伝いをしたいと思って日々活動しているのですが、その視点を市の方も真ん中に据えて頂けたらと思います。

**加納委員**：親なき後の前に、親がご病気になられることもあります。芦屋市ではショートステイもありますか。

**事務局(余吾)**：ショートステイはあります。

**加納委員**：三田谷さんですか。

**事務局(余吾)**：三田谷学園さんで4人、三田谷さんの芦屋翠ホームで4人、みどり福祉会さんで2人です。今回計画策定するにあたり、事業拡大する予定をお伺いする中で、みどり福祉会さんが、現在陽光町に新たに4階建ての建物を建てておられ、そこでも4人拡大する予定とお伺いしております。また、みどり地域生活支援センターも、そこを利用される方だけの対象で始めるのですが、2人拡大するという事で、3年の間に一定程度の拡大が見込めている状況ではあります。

**中田会長**：他市にも入所をお願いすることはないのでですか。入所されていますよね。

**事務局(余吾)**：実際ご利用されている方はいらっしゃいます。市域だけでどのサービスも全て満たすというのは難しい話です。現在の障がい福祉サービスについても圏域という考え方があります。芦屋市と西宮市と尼崎市ですが、特にその3市で足りないサービスについて、圏域の会議で取り上げて、どういったサービスが必要かという議論は別途される予定になっております。

**中田会長**：お互いに行ったり、逆のケースもありますね。

**事務局(余吾)**：芦屋のケアホームを他市の方が使われているケースもあるし、芦屋の方が他市のケアホームを使われたりというのも多くあります。

**事務局(川原)**：先程加納委員がおっしゃったように、前回の策定委員会の中でも、いきなり親なき後の施設であったり入所ということではなく、まず親もショートステイ等で子離れをする練習が必要だという意見が出ておりました。もちろん社会資源としてはまだまだ少ないのですが、施設の建設の話が出ておりますが、建物だけを作ってもなかなか難しいものがありまして、まず作る時には地域の理解が必要ですし、入所後も相談体制や色々な事が必要となってくる、初めて地域での生活が成り立っていくのかなと思います。そういった意味では先程の地域福祉計画とリンク

してくるところもあるのですが、地域で支えあえる関係の中にグループホームがあって理解があって、そこに必要なサービスを入れていくのですが、サービスも限られていますので、それら以外の部分では地域の支えなどで成り立っていくのかなと考えています。

**加納委員：**知的障がい者も65歳以上になってくる高齢化の時代になりました。この方々は介護保険の適用になるのでしょうか。特別養護老人ホームなどには入れますか。

**事務局（川原）：**制度的にはまず介護保険が優先となってくるので、介護保険で認定を受けて頂くことになるのですが、身体障がい者が主となっているところもありますので、自立となり、介護認定が出ない方もいらっしゃいます。そういう方はいきなり施設入所対象ではないと思われまますので、通所で知的障がいに対応するサービスを受けて頂くという事は特例的にはあるんですけども、その後特別養護老人ホームに受け入れるような状況になるのではないかと思います。

**加納委員：**ずいぶんと60歳を越えた知的障がい者がいらっしゃいます。もちろん親はおられないという方もいらっしゃいます。特別養護老人ホームに入るにはどうすれば良いのですか。特別養護老人ホームしかないのですか。

**森委員：**有料老人ホームで生活される方もいらっしゃいます。

**加納委員：**有料老人ホームは費用がかかります。

**森委員：**芦屋市内の特別養護老人ホームの中でも、知的障がい者の高齢者を受け入れている所もありますし断っている所もあります。それは調べて頂くということですよ。その都度にご相談して頂く。

**事務局（川原）：**その方に合った所が一番良いので、どこが良いのかという所になってくるのかなと思います。

**加納委員：**障がい者よりも高齢者の施策を活用するタイミングや判断がこれから難しくなってくるのではないかとこの相談を受けます。

**森委員：**福島から芦屋にいらしている方で息子様に障がいがある方で、ご自宅は倒壊するところまではいきませんでした。被災されました。

福島でご自宅にいらっしゃった時は知的障がいをお持ちの息子様を地域全体で受け入れてもらっていたらしいですが、避難所に移ったときに、周囲の理解を得られなくて離れたくなかったけれども離れて暮らしていらっしゃいます。

病院に入院されて、ご自身が息子様に会いに行く手段もないので、うちのボランティアで病院にお連れしたりしています。

他の地域からいらして、いきなり入る所はどこにもないです。実際に困っている方もいらっしゃいますし、施設に入るのも一時的に避難しておられるということですから、難しいらしいです。

加納委員がおっしゃったとおり、年齢が上がっていくと、周囲の支援が難しくなっていくと思います。

**畑中委員：**77ページの、市営住宅の建替を検討するということですが、建替はどこを想定しておられるのですか。計画を見ていたら、朝日ヶ丘などが検討に上がってくると思いますが。結局、安易な建替をするのではなくて、もっとグループホームとかケアホームとか、障がい者の方に適切な市営住宅にしていこうと思うのなら、便利な場所・平坦な場所が必要になってくると思うので、住宅課にも要請を縦割りではなくて、横からきっちり言って頂いて、こういう計画があるんだよ、安易に建替するのではなく、代替地などもちゃんと考えて、

土地を売却してでも便利な場所に建てていかないと支援ができないと強く要請して頂きたいと思っておりますのでお願いいたします。

**事務局（磯森）**：これをあげる際にも、住宅課とは協議しております。

**中田会長**：貴重なご意見を色々ありがとうございました。今住宅課との連携とかお話がありました。高年福祉課と障害福祉課との連携も、行政間の枠をとって頂くようなことが必要ですね。その他のご意見はございませんでしょうか。

**事務局（寺本）**：今後のスケジュールについてご説明させていただきます。12月1日木曜日10時から、第2回社会福祉審議会を行います。第2回につきましては、すこやか長寿プラン21という高齢者の計画についてご審議頂くこととなります。来年2月にはそれぞれの計画についての素案が出来上がってまいりますので、2月にもう一度社会福祉審議会を開催させて頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

**中田会長**：ありがとうございました。続いて色々ございますけれども、皆様お忙しい中恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。これで閉会いたします、ありがとうございました。